

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護 利用約款及び重要事項説明書

社会福祉法人 日翔会
小規模多機能ホーム にいざとさくらの丘

小規模多機能ホーム にいざと さくらの丘利用約款

_____様（以下「利用者」といいます。）と小規模多機能ホーム にいざと さくらの丘（以下「事業者」といいます。）は、事業者が利用者に対して行う（介護予防）小規模多機能型居宅介護について次のとおり契約します。

第1条（約款目的）

事業者は、利用者の委託を受けて、利用者に対し介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその居宅においてその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援するとともに、それに対する利用料金を支払うことについて取り決めるることを本約款の目的とします。

第2条（利用期間）

本約款の有効期間は 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。但し、利用期間満了の2週間前までに利用者から文書による中止の申し入れがない場合には、利用を継続するものとし、以後も同様とします。

第3条（（介護予防）居宅サービス計画の決定）

事業者の管理者（以下「管理者」といいます。）は、事業者の介護支援専門員（以下「介護支援専門員」といいます。）に利用者の（介護予防）居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。

2. 介護支援専門員は、（介護予防）居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、サービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又は家族などに対して提供し、利用者にサービスの選択を求めるものとします。
3. 介護支援専門員は、利用者及びその家族の置かれた状況等を考慮して、利用者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点などを盛り込んだ（介護予防）居宅サービス計画と（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画書の原案を作成します。
4. 介護支援専門員は、前項で作成した（介護予防）居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービスなどについて保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料について利用者及び家族等に対して説明し、利用者の同意を得た上で決定するものとします。

第4条（（介護予防）居宅サービス計画作成後の便宜の提供）

事業者は、（介護予防）居宅サービス計画と（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画書作成

（介護予防）小規模多機能型居宅介護利用約款及び重要事項説明書

制定日：2013/04/01

改訂日：2025/05/01

後においても次の各号に定める居宅介護支援を提供するものとします。

2. 利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、(介護予防) 居宅サービス計画と (介護予防) 小規模多機能型居宅介護計画書の実施状況を把握します。
3. (介護予防) 居宅サービス計画と (介護予防) 小規模多機能型居宅介護計画書の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
4. 利用者の意思を踏まえて要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

第5条 ((介護予防) 居宅サービス計画の変更)

利用者が (介護予防) 居宅サービス計画と (介護予防) 小規模多機能型居宅介護計画書の変更を希望した場合、又は事業者が (介護予防) 居宅サービス計画と (介護予防) 小規模多機能型居宅介護計画書の変更が必要とした場合は事業者と利用者双方の合意に基づき、(介護予防) 居宅サービス計画を変更します。

第6条 (介護保険給付対象サービス)

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業者のサービス拠点において、利用者に対して日常生活上の世話及び機能訓練を提供するサービス（以下「通いサービス」といいます。）利用者の居宅に訪問して介護等を行うサービス（以下「訪問サービス」といいます。）及び事業者の拠点に宿泊するサービス（以下「宿泊サービス」といいます。）を柔軟に組み合わせ、(介護予防) 小規模多機能型居宅介護計画に沿って提供します。

第7条 (サービス利用料金の支払い)

利用者及び家族等は連帯して、事業者に対し本約款に基づく(介護予防) 指定小規模多機能型居宅介護の対価として利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。

2. 事業者は当該月利用料金を月末締めで計算し、請求明細書を翌月15日までに手渡し又は利用者及び家族等が指定する送付先に送付する。利用者及び家族等は連帯して当事業所に対し当該月合計額を請求明細書を受け取った月の末日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。

第8条 (サービス提供の記録)

1. 当事業所は、利用者に(介護予防) 小規模多機能型居宅介護の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。
2. 当事業所は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求められた場合には原則としてこれに応じます。但し、家族その他の者（利用者の代理人を含みます）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限りこれに応じます。

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護利用約款及び重要事項説明書

制定日：2013/04/01

改訂日：2025/05/01

第9条（身体の拘束）

当事業所は原則として身体拘束は行いません。但し緊急やむを得ない場合は、管理者が判断し実施する場合があります。また、徘徊などの著しい利用者の屋外出などの行動を制限することがあります。その際は、当事業所の検討会議で検討し実施しその理由を記録に記載することとします。

第10条（秘密保持）

当事業所とその職員は、業務上知り得た利用者または家族などに関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号の情報提供について当事業所は、利用者及び家族等から予め同意を得た上で行うこととします。

2. 介護保険サービスの利用のための市町村、サービス事業所などへの情報提供、あるいは適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。
3. 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会などで事例研究発表など。なお、この場合利用者個人を特定できないように仮名などを使用することを厳守します。
4. 前2項に掲げる事項は利用終了されても同様の取り扱いとします。

第11条（緊急時の対応）

当事業所は利用者に対し、事業者が診療が必要と認める場合、協力病院または、協力歯科医院での診療を依頼することができます。

2. 当事業所は利用者に対し当事業所での介護保険サービスでの対応が困難な状態、または専門的な医学的な対応が必要と判断した場合他の専門機関を紹介します。
3. 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当事業所は（介護予防）小規模多機能型居宅介護利用同意書の緊急時の連絡先に連絡をします。

第12条（要望書または苦情の申し出）

利用者および家族は、当事業所の提供する（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスに対しての要望または苦情などについて、備え付けの用紙か、メモ書き所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して管理者に申し出ることができます。

第13条（賠償責任）

（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスの提供に伴って当事業所の責に帰すべき事由によって利用者が損害を被った場合、当事業所は利用者に対して損害を賠償するものとします。

2. 利用者の責に帰すべき事由によって当事業所が損害を被った場合、利用者および家族は連帶して当事業所に対しその損害を賠償するものとします。

第14条 (身元引受人(連帯保証人))

利用者は事業者に対し、身元引受人(連帯保証人)を立てていただきます。ただし身元引受人(連帯保証人)を立てることができない相当の理由を事業者が認める場合には、この限りではありません。

2 身元引受人(連帯保証人)は次の各号に責任を負います。

- ① 本サービスにかかる利用者負担金について契約者本人の連帯保証人となることに同意すること。
- ② 連帯保証人は利用者と連帶して本契約から生じる利用者の債務を負担すること。
- ③ 前項の負担は、利用料の10か月分を限度とします。
- ④ 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するよう協力すること。
- ⑤ 利用者及び身元引受人(連帯保証人)以外の親族に事業者に対する要望等がある場合は、必ず身元引受人(連帯保証人)を介して伝えること。

第15条 (利用者からの解除)

利用者及び家族は、当事業所に対し退所の意思表明をする事により、本約款に基づく利用を解除・終了することができます。

第16条 (当事業所からの解除)

当事業所は、利用者及び家族に対し次に掲げる場合は、本約款に基づく利用を解除することができます。

1. 利用者が要介護認定において自立と認定された場合。
2. 利用者の症状、心身状態が著しく悪化し、当事業所での適切な(介護予防)小規模多機能型居宅介護サービスの提供を超えると判断された場合。
3. 利用者が医療機関等に30日以上の入院治療が必要となったとき。
4. 利用者及び家族が本約款に定める利用料金を2か月以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず30日以内に支払われなかつた場合。
5. 利用者が、当事業所、当事業所職員または利用者に対して利用継続が困難となる程度の背信行為または、反社会的行為をおこなつた場合。
6. 天災、災害、事業所整備の故障その他やむを得ない理由により、当事業所を利用させる事が出来ない場合。

第17条 (利用契約に定めのない事項)

この契約に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者または家族と当事業所が誠意を持って協議して定める事とします。

小規模多機能ホーム にいざと さくらの丘重要事項説明書

1. 事業所の概要

(1) 事業所の名称等

事業所名 小規模多機能ホーム にいざと さくらの丘
開設年月日 平成22年9月1日
所 在 地 岡山県新見市神郷釜村1235-1
電話番号 (0867) 93-9051
介護保険指定番号 3391000084
サービス提供地域 通常事業の実施地域は次のおりとする。
岡山県新見市全域(哲西町、哲多町、大佐町、新見市役所から南部を除く)

(2) (介護予防) 小規模多機能型居宅介護の目的と運営方針

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護は、居宅及び施設において要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した生活を営むことができるようすることを目的とします。

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護の事業所は、通いを中心として要介護者または要支援者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせ、サービス提供することにより、利用者の居宅における生活の継続を支援するよう努めまた、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的精神的負担の軽減を図ります。

また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち(介護予防) 小規模多機能型居宅介護のサービス提供に努めます。

また、地域や家庭との結びつきを尊重した運営を行い、市町村、(介護予防) 小規模多機能型居宅介護、他の指定居宅サービス事業者、介護保険施設その他の保健・医療・福祉サービスの提携主体と綿密な関係を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

2. 事業所の職員体制と職務内容

	資格	常勤	兼務	計
管理者	介護福祉士 (認知症介護実践研修修了) (認知症対応型サービス事業管理者研修修了)		1名	1名
管理者は従業者の管理及び業務の管理を一元的に行います。				
介護支援専門員	介護支援専門員・介護福祉士 (認知症実践研修修了) (小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修修了)		1名	1名
介護支援専門員は、登録者にかかる居宅サービス計画の作成業務を行うとともに、登録者の小規模多機能居宅介護計画の作成業務を行います。また、相談業務もおこないます。				
看護職員	准看護師	1名		1名
准看護師は登録者の健康状態を把握し、関係医療機関との連携を図ります。				
介護従事者	介護福祉士 訪問介護員2級課程修了・初任者研修等	8名	3名	11名
介護従事者は、居宅を訪問して指定小規模多機能型居宅介護を提供すると共に、事業所において通い及び宿泊の利用者に対し指定小規模多機能型居宅介護を提供します。また、相談業務もおこないます。				

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護利用約款及び重要事項説明書

制定日：2013/04/01

改訂日：2025/05/01

3. 営業日及び営業時間等

- (1) 営業日 1年を通じて毎日営業する（休業日は設けない）
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分まで
- (3) サービス提供基本時間
 - a 通いサービス 午前8時30分から午後5時30分まで
 - b 宿泊サービス 午後5時30分から午前8時30分まで
 - c 訪問サービス 24時間

4. 利用定員（要介護認定を受けられた方）

- (1) 定員（登録者）は25名です。
- (2) 通いサービス利用の定員は1日15名までとします。
- (3) 宿泊サービス利用の定員は1日9人（各個室：ベッド、布団等、テレビ、冷暖房完備）までとします。

5.（介護予防）小規模多機能型居宅介護のサービス内容

- (1) 通いサービスは、事業所の送迎または家族等の送迎にて事業所に通っていただき入浴、排泄、食事のサービスを身体状況に応じて自立を目的に援助します。
- (2) 宿泊サービスは、通いサービスと同じ場所で同じ介護従事者が、通いサービスの延長線上で生活状況、身体状況に応じて必要な宿泊の援助を行います。
- (3) 訪問サービスは、通いサービスや宿泊サービスと同じ介護従事者が在宅を訪問し、その日の状態に合わせた在宅で必要な援助を行います。

6. 利用者の体調不良および発熱など症状がみられる場合の対応について

利用者の体調不良また発熱などの症状が見られる場合には、ご家族に連絡し、ご家族の送迎によっての病院受診をお願いしています。ただし下記に記載してある協力病院については、事業所側で病院への送迎が可能ですが、病院内ではご家族に対応をお願いしています。

7. 病院へ入院された場合の利用料金の請求について

病院への入院が月をまたがり、月内で7日以内の入院をされ再び利用となった場合は、1か月の決められた（介護予防）指定小規模多機能型居宅介護の利用単位ごとの料金を頂きます。ただしこれに該当しない場合は、（介護予防）指定小規模多機能型居宅介護の利用単位ごとの日割計算した料金の請求をさせて頂きます。

8. 病院へ入院された場合の登録解除について

利用者が病院等の医療機関に入院され、入院治療が30日以上必要となった時は利用者登録を解除させて頂きます。

9. 協力医療機関、バックアップ施設との支援体制等

当事業所では、下記の医療機関や歯科医院に協力いただき利用者が急変した場合等には速やかに対応をお願いするようにしています。また、サービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応の為バックアップ施設との間の連携及び支援の体制を整備しています。

○協力医療機関

- ①名称 太田病院（内科）
住所 岡山県新見市西方426
電話 0867（72）2427
- ②名称 医療法人淳和会 長谷川紀念病院（整形外科、外科）
住所 岡山県新見市高尾793-2
電話 0867（72）3105

○協力歯科医院

名称 森下歯科医院
住所 岡山県新見市高尾2048-1
電話 0867(72)8279

○バックアップ施設

①名称 医療法人社団日翔会 介護老人保健施設おしどり荘
住所 鳥取県日野郡日野町根雨909-1
電話 0859(72)0410
②名称 社会福祉法人日翔会 特別養護老人ホームあいご
住所 鳥取県日野郡日野町根雨730
電話 0859(77)0777

10. サービス利用にあたっての留意事項

設備、備品の利用について利用者の責に帰すべき事由により設備、備品が破損などした場合弁償していただくことになります。

11. 緊急時の連絡先

緊急時の連絡先は「同意書」に記入された連絡先に連絡します。

12. 非常災害対策

○防災対策 消火器、スプリンクラー、非常通報装置等設置しております。
○防災訓練 年2回以上訓練を実施しますのでご協力ください。

13. 禁止事項

当事業所では、安心して施設利用を送っていただくために利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

14. 要望及び苦情の相談

当事業所では、管理者または、特別養護老人ホームあいご事務室で相談業務の専門員として生活相談員の配置をしておりますので、お気軽にご相談ください。また、担当者が不在の場合、基本事項については職員が誰でも対応できるよう担当者に必ず引き継ぎます。

小規模多機能ホーム にいざと さくらの丘 電話0867(93)9051

担当者：福田 美佐士（管理者） 宇田 悅子（介護支援専門員）

特別養護老人ホーム あいご 電話0859(77)0777

担当者：奥田 美名（生活相談員）

要望や苦情等は、上記職員にお寄せいただければ、速やかに対応します。また、事務所窓口に備えられた「ご意見箱」を利用いただき管理者に直接お申し出いただくことも出来ます。

上記事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口、岡山県国保連合会苦情窓口等でも受付ています。

- ① 市町村苦情窓口 新見市介護保険課 保険管理係 0867(72)3148
- ② 岡山県国保連合会苦情窓口 086(223)8811

15. 虐待防止のための措置に関する事項

事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする

16. 業務継続計画の策定等

感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に開催するなどの措置を講じます。

- ① 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- ② 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

17. その他

○当事業所では、広報誌を発行します。その記事の中に利用者を対象にしたレクリエーション行事等の写真を掲載することがありますがご了承ください。なお、特に掲載を希望されない方はお申し出ください。配慮します。

○当事業所についての詳細はパンフレットを用意してありますのでご請求ください。

○第三者評価の実施なし。

利 用 料 金

- 介護保険証の確認 説明を行なうにあたり利用希望者の介護保険証を確認させて頂きます。
- 利用料 1か月につき（自己負担額）

小規模多機能型居宅介護費

内 訳		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
介護保険 自己負担額	1割	10, 458円	15, 370円	22, 359円	24, 677円	27, 209円
	2割	20, 916円	30, 740円	44, 718円	49, 354円	54, 418円
	3割	31, 374円	46, 110円	67, 077円	74, 031円	81, 627円

介護予防小規模多機能型居宅介護費

内 訳		要支援 1	要支援 2
介護保険 自己負担額	1割	3, 450円	6, 972円
	2割	6, 900円	13, 944円
	3割	10, 350円	20, 916円

各種加算

負担割合		1割負担	2割負担	3割負担
初期加算		登録から30日間 1日につき加算（30円／日）	登録から30日間 1日につき加算（60円／日）	登録から30日間 1日につき加算（90円／日）
認知症加算		(I) 920円／月 (II) 890円／月 (III) 760円／月 (IV) 460円／月	(I) 1, 840円／月 (II) 1, 780円／月 (III) 1, 520円／月 (IV) 920円／月	(I) 2, 760円／月 (II) 2, 670円／月 (III) 2, 280円／月 (IV) 1, 380円／月
看護職員 配置加算		(I) 900円／月 (II) 700円／月 (III) 480円／月	(I) 1, 800円／月 (II) 1, 400円／月 (III) 960円／月	(I) 2, 700円／月 (II) 2, 100円／月 (III) 1, 440円／月
サービス提供体制 強化加算		(I) 750円／月 (II) 640円／月 (III) 350円／月	(I) 1, 500円／月 (II) 1, 280円／月 (III) 700円／月	(I) 2, 250円／月 (II) 1, 920円／月 (III) 1, 050円／月
総合マネジメント 体制強化加算		(I) 1, 200円／月 (II) 800円／月	(I) 2, 400円／月 (II) 1, 600円／月	(I) 3, 600円／月 (II) 2, 400円／月
介護職員等 処遇改善加算		(I) (基本介護費+各種加算料金) × 0. 149 (II) (基本介護費+各種加算料金) × 0. 146 (III) (基本介護費+各種加算料金) × 0. 134 (IV) (基本介護費+各種加算料金) × 0. 106		
中山間地域等の 小規模事業所加算			(基本介護費) × 0. 1	
科学的介護推進 体制加算		40円／月	80円／月	120円／月

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護利用約款及び重要事項説明書

制定日：2013/04/01

改訂日：2025/05/01

実費負担

宿泊費	2, 200円／日額（全室個室・テレビ・ベッド付・光熱水費含む）
食 費	朝食300円 昼食700円(おやつ代含む) 夕食600円 (材料費、調理費、嗜好飲料を含む)
洗濯委託料	3, 143円／月

■ その他の費用

- ・おむつ代、理美容代、レクリエーション等に参加された場合の参加費、教養娯楽費等は実費で徴収させていただきます。
- ・通常事業の実施地域外の交通費は、実施地域を越えた地点から片道1kmにつき100円の実費をいただきます。

■ 口座振替手数料

- ・利用料について口座振替ができなかった場合、振替手数料はご負担をいただきます。

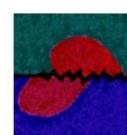
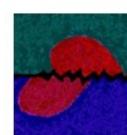
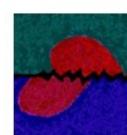
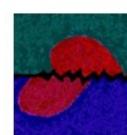
手数料	・郵便局	10円
	・銀行	55円
	・JA	55円

■ 支払方法

- ・毎月15日頃、前月分の請求書を発行しますので、その月末までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行します。領収書は確定申告の資料になります。大切に保管してください。お支払方法は、JA、山陰合同銀行又は郵便局の引き落としです。

サービス利用におけるリスク説明書

当事業所では、これから始まるご利用を通じて、お客様に『いつまでも自分らしく』お過ごしいただけるよう、『当り前の生活』にこだわり、職員教育・環境作りに努めています。しかししながら、ご高齢であることや、お客様のお身体の状態やご病気に伴う様々なことが原因により、予測し得ないことがあります。

<p>災害時は安全を優先 災害時、お客様・職員の安全を考え、緊急的にサービスの中止や、提供時間の変更を判断させていただくことがあります。</p> 	<p>環境変化によるストレス 高齢になると環境変化は大きなストレスや混乱・不安を引き起こし、思わず力等につながることがあります。</p> 	<p>車で出かけること 通所での送迎時や、施設だけの生活に留まらず、ご希望を叶えたりするために外出することがあります。車で出かけるということは事故に遭う可能性があります。</p> 	<p>ご家族の協力(は必要) 例え施設にご入所、ご入居しても、病院受診の付き添いや物の購入手配、通所では体調不良時のお迎えや病院受診など、ご家族のお立場での協力をお願いします。</p> 
<p>昼間の職員配置 私は決められた介護報酬・決められた人員配置で動き、常に1対1の介護はできませんので、お客様の変化等気付きが遅れてしまうことがあります。</p> 	<p>夜間の職員配置 法律に基づいた人員配置により、夜間は9人に対して1人の職員が介護・介助をするため、お客様の急変の事故の可能性があります。</p> 	<p>身体拘束(は原則しない) 法律も含め、私たちは身体拘束をしないケアを大切にしています。それ故に、転倒・転落等の事故の可能性があります。</p> 	<p>むやみに鍵をかけません できる限り、行動を制限するような鍵をかけないケアを大切にしています。それ故に、注意をしていても施設外に出られ、行方が分からなくなってしまう可能性があります。</p> 
<p>飲み込む力が低下する 加齢や認知症等による嚥下・咀嚼機能の低下は、誤嚥や逆流等による誤嚥性肺炎の可能性があります。また、肺炎は生命に直接することがあります。</p> 	<p>喉に詰まりやすくなる 加齢や身体機能の衰えにより、嚥下・咀嚼機能が低下し、食べ物や唾液が喉に詰まることがあります。またそれは、命にかかることがあります。</p> 	<p>骨や皮膚が弱くなる 年をとると、筋力も衰え、骨や皮膚も弱くなります。それにより、転倒・転落などによる外傷・骨折、少しのことでも内出血してしまうことがあります。</p> 	<p>骨はとてももろくなる 骨がもろくなると、転倒・転落をしても、日常生活や普段のケア(介助)でも骨が折れてしまうことがあります。</p> 
<p>爪は弱くなる 爪が厚くなる方や、内臓疾患等により爪がもろくなると、爪が剥がれやすくなったり剥がれたりします。普通に生活していて負荷がかからなくとも爪が剥がれてしまうことがあります。</p> 	<p>免疫力の低下 高齢により免疫力が低下し、風邪やその他のご病気からあつという間に重症化してしまうことがあります。</p> 	<p>予測できない急変 それまでお元気に過ごしていたり、脳の病気や心臓の病気等により、目には見えなくても体の中で変化が起これ、急変や時には命に関わることがあります。</p> 	<p>集団生活による感染 事業所はご病気や障害・介助が必要な方がご利用される集団生活の場ですので、どんなに感染対策を行つても、インフルエンザ他の感染症に感染する可能性があります。</p> 

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護利用約款及び重要事項説明書

制定日：2013/04/01

改訂日：2025/05/01

小規模多機能ホーム にいざと さくらの丘利用同意書

小規模多機能ホーム にいざと さくらの丘の（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供開始にあたり、利用者様及びそのご家族に対して利用約款、重要事項説明書の内容説明および利用料金、サービス利用におけるリスク説明書について説明を行いました。

〈事業者〉

法 人 名 社会福祉法人 日翔会
施 設 名 小規模多機能ホーム にいざと さくらの丘
事業所番号 3391000084
代表者氏名 理事長 湖山 泰成 印
説明者氏名

印

小規模多機能ホーム にいざと さくらの丘の（介護予防）小規模多機能型居宅介護を利用するにあたり、小規模多機能ホーム にいざと さくらの丘利用約款、重要事項説明書および利用料金、サービス利用におけるリスク説明書の内容に関して担当者の説明を受け十分に理解した上で施設利用に同意します。

年 月 日

《利用者》

住所 _____

氏名 _____ 印

《身元引受人（連帯保証人）》

住所 _____

氏名 _____ 印

利用者との続柄 _____ 連絡先 _____

【本約款第7条の請求書・明細書の送付先】

氏 名	(利用者との続柄)
住 所	
電話番号	()

【本約款第11条3項の緊急時の連絡先】

氏 名	(利用者との続柄)
住 所	
電話番号	自宅 () 勤務先 ()

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護利用約款及び重要事項説明書

制定日：2013/04/01

改訂日：2025/05/01